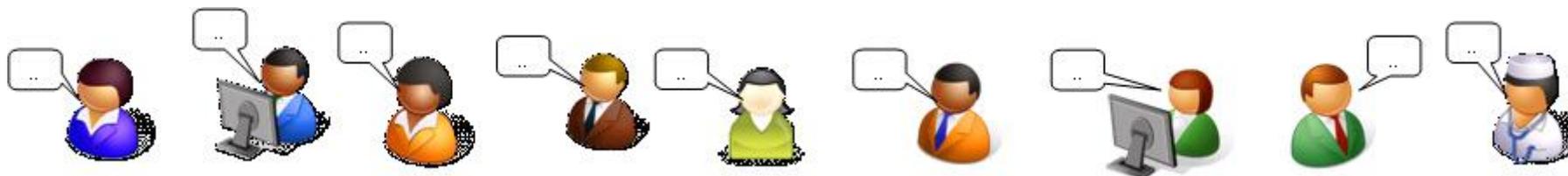


医療等IDの動向とパーソナルデータの利活用

2016年3月22日

セコム（株）IS研究所 松本 泰



医療等IDの動向とパーソナルデータの利活用

- マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)が、施行され、その社会的インパクトの大きさが徐々に認識され始めています。
- しかし「マイナンバー」自体が、本来の目的のために機能し、また、その社会的意義が広く認識されるまでには、まだ、紆余曲折があるかもしれません。
- こうした中、「マイナンバー」以上に社会的インパクト、社会的意義が大きいものに、もうひとつのマイナンバーとも言える「(仮称) **医療等ID**」あります。
- **医療等ID**は、**医療等情報の利活用**のために必要不可欠なもの(制度)です。そして**医療等情報の利活用**は、現在の日本社会における最重要課題の一つとも言える増大する社会保障費、この対応策でもある「**eHealthによる持続可能社会の構築**」に向けて避けて通れないものです。
- 本講演では、「医療等ID」に関連する過去からの議論と、**改正個人情報保護法**等の議論から、今後の少子高齢社会における医療等情報の利活用(と保護)における論点、課題を説明します。

松本の自己紹介

セコム（株）IS研究所 ディビジョンマネージャー



- 1984年 UNIX上のビデオテックス・パソコン通信システムの開発に従事
- 1994年 各種インターネットサービスの設計、開発、運用に従事
- 1999年 サイバーセキュリティ事業の立ち上げに従事
- 2003年-2007年 工学院大学「セキュアシステム設計技術者の育成」プログラム 客員教授
- 2007年 経済産業省 商務情報政策局長表彰「情報セキュリティ促進部門」受賞
- 2007年-2012年
 - 情報処理推進機構 情報セキュリティ分科会 研究員
- 2011年-2012年
 - 社会保障・税に関わる番号制度 情報連携基盤技術WG 構成員
 - 社会保障・税に関わる番号制度 社会保障分野サブWG 構成員
- 2013年-2014年
 - 内閣官房 パーソナルデータに関する検討委員会・技術検討WG 構成員
- 2016年3月現在
 - 日本ネットワークセキュリティ協会 PKI相互運用技術WG リーダー
 - 暗号技術検討会（CRYPTREC）構成員、暗号技術評価委員会
 - 暗号技術検討会（CRYPTREC）重要課題検討タスクフォース
 - 保健医療福祉情報システム工業会 セキュアトークンWG 構成員
 - 日本データセンター協会 セキュリティWG リーダー
 - 電子署名法研究会 構成員
 - 日本規格協会 高齢化社会対応標準化委員会 委員
 - JST/RISTEX 領域アドバイザー

「番号」を使った
情報連携基盤の議論

医療等IDと
医療等分野
の特別法の
議論

医療等データ
の2次利用の
議論

医療等IDの動向とパーソナルデータの利活用

- プロローグ - 本題に入る前に
- 「医療等ID」のおおまかな理解
 - (1) マイナンバー法との関係・違い
 - (2) 「社会保障カード」等の過去からの議論
- 「医療等ID」に関する論点、課題
 - (1) 分野間の対立と最適化の範囲
 - (2) 医療等IDの「等」の範囲
 - (3) 紙台帳からデジタルデータへのパラダイムシフト
- 医療等情報の利活用をめぐる個人情報保護法等における論点、課題
 - (1) 個人情報保護法における医療情報
 - (2) 医療等情報連携のための制度的フレームワーク
- エピローグ - 少子高齢化社会における「医療等ID」の果たすべき役割

プロローグ

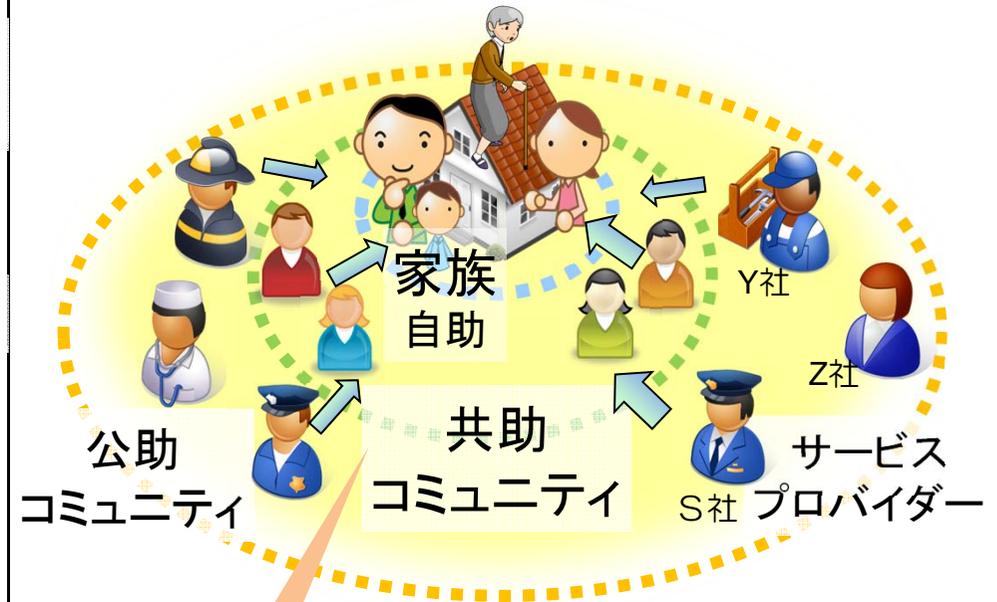
本題に入る前に
「目指す社会とか？」

少子高齢化に対応した 社会の仕組みのパラダイムシフト

現状



今後の社会??



少子高齢化社会において、社会的弱者の方を含む多くの人を支えるマルチステークホルダー（様々な行政機関、NPO、医療機関、民間サービス等）を結ぶ情報連携基盤が重要になる。

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、国民自らがICTを活用して健康管理に努めるとともに、膨大な医療情報の活用が求められており、これを飛躍的に進めるためにも、医療等分野のIDを活用した安全かつ効率的な情報連携の基盤を早急に整備する必要がある。
- 国民への周知やテスト運用の機会も十分確保しながら、本人の健康や受診履歴を把握できるポータルサービスなど、国民自身がメリットを享受できるような仕組みにもつなげていくことで、情報連携が飛躍的に進むとともに、医療・介護の効率的な提供や保険財政への国民の理解と納得が浸透していくことが期待される。

「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書 2015年12月10日

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000106609.pdf

「医療等ID」のおおまかな理解

- (1) マイナンバー（法）との関係・違い
- (2) 「社会保障カード」等の過去からの議論

社会保障・税番号大綱（2011年6月に公表）の記述 置き去りにされた「医療等分野」？ ⇒ 「行政手続き」中心へ



	「番号制度で何ができるのか」 （大綱の記述）	背景（松本の理解）
1	きめ細やかな社会保障給付の実現	「歳入庁」構想、消費税率アップ時の給付付き税額控除からの流れ -> 再配分の仕組み ⇒ 「 社会保障カード 」が否定された？ #現在は「軽減税率」の議論へ
2	所得把握の精度の向上等	納税者番号等、昔からの議論 税込アップと公正な社会。
3	災害時の活用	2011年 3.11以降の議論
4	自分に関する情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコンなどから簡単に入手	「電子行政」等の議論 サービスを拒否できない行政サービスの透明性 エストニアの情報連携基盤等からの影響
5	各種事務・手続の簡素化、負担軽減	「電子行政」等の議論 行政サービスを中心とした効率的な社会
6	医療・介護等のサービスの質の向上	2007年「 健康ITカード 」等の頃からの議論 少子高齢化社会、増大する社会保障費等 の問題 ⇒ （民間を含む）社会保障分野全体の効率化

社会保障・税番号大綱で示された番号制度を構成する 3つの仕組み → 参考スライド27,28,29

そもそも「**番号**」
や「**ID**」の意味する
ところは何か？

国民一人ひとりに**唯一無二**の
番号を、最新の住所情報と
関連付けて付番する仕組み

「番号」を利用する際
に、利用者が「番号」
の持ち主が本人である
ことを証明する本人
確認の仕組み

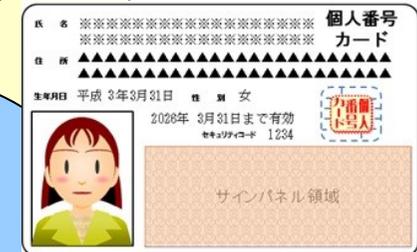
IDentifier
個人番号（マイナンバー）

付番

番号制度

情報連携

本人確認



**trusted IDentity
exchange**
・情報提供ネット
ワークシステム
・「**特定個人情報**」
の定義と**制度的フ
レームワーク**

**複数の機関において、そ
れぞれの機関ごとに「番号」
やそれ以外の番号を付して
管理している同一人の**情報**
を紐付けし、紐つけられた
情報を活用する**仕組み

クレデンシャル
IDentity credential
Identity Document
・個人番号カード
(の券面、裏面)
・JPKI利用者証明用証明
書と署名用証明書**

**「個人番号」は証明していない

「マイナンバー（法）」と「医療等ID」の違い

→ 参考スライド30, 31

	マイナンバー（法）	医療等ID（と法制度）
付番, ID entifier	個人番号（マイナンバー）	医療等ID（仮称）
本人確認 クレデンシャル	個人番号カード等 JPKI電子証明書	個人番号カードを健康保険証の代替とする???
情報連携基盤と 情報連携に対する同意等	番号法の「情報提供ネットワークシステム」 <u>⇒ 明示的な同意を必要としない法令で示された範囲</u>	医療等分野のための情報連携基盤??? <u>⇒ 同意に基づく仕組みが必要</u>
情報保有機関 （個人番号利用事務実施者）	自治体等の <u>公的機関</u> が多い。 民間利用は想定していない（修正議論はある？）	医療機関、介護事業者等など <u>民間の事業者</u> が多く含まれる
情報連携に対する個人情報の保護等の制度的フレームワーク	「 <u>特定個人情報</u> 」に関する扱いに関する罰則等（番号法）	<ul style="list-style-type: none"> 改正個人情報保護法<u>要配慮個人情報</u>が関係する？ <u>医療等分野の特別法</u>??

医療等IDは、マイナンバーに比べ、通常の民間ビジネスの話に近い??

「医療等ID」がなぜ重要か

→ 参考スライド 32 「医療等IDの利用」

- 大綱にある「(6) 医療・介護等のサービスの質の向上」
 - #本当は少子高齢化社会、増大する社会保障費等の対応??
 - ⇒ 「医療等データの利活用」等による社会保障分野の効率化
 - ⇒ 医療等IDは「医療等データの利活用」ための必要(必須)条件
- 「医療等データの利活用」等による社会保障分野の効率化
 - 1次利用 - 医療情報連携・医療介護情報連携の議論等(サービス産業の効率化)
 - 番号(マイナンバー)法と同じモチベーション
 - 情報連携による社会保障分野の効率化の観点等
 - 情報連携の範囲と内容 - 最適化の範囲は大きな課題(噛み合わない)
 - 病院の機能分化に伴う病院間連携、社会保障分野全体の最適化
 - 2次利用 - 医療ビッグデータ等の議論等(製薬、先端医療等の成長戦略)
 - EBM(Evidence-based medicine)
 - 2次利用であっても識別子(医療等ID)は重要
 - 1次利用+2次利用 ⇒ イノベーション的な領域?、エコシステム?
 - データヘルス計画(レセプト情報と特定健診結果の結合)
 - PHR(Personal Health Records) + EHR
 - 23andMe の様なビジネスモデル??

「医療等ID」に関連する（紆余曲折の）議論の歴史

- 健康ITカード構想（2007年）⇒ 2007年の年金問題等によりボツ
 - 2007年の「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」
 - ⇒ 現在の「医療等ID」の範囲とほぼ同じ。つまり現在の「医療等ID」の議論は先祖帰り議論でもある
- 社会保障カード（2008年 - 2009年）⇒ 2009年政権交代によりボツ
 - 「健康ITカード構想」より広い厚生労働省ドメインにおける最適化
 - 「番号、識別子 (IDentifier)」の議論はしていない
 - ⇒ なので非常に中途半端に見えた（バックオフィス連携ができない）
 - ⇒ 情報連携は、社会保障カードに格納されたクレデンシャルを使ったフロントオフィス連携（電子私書箱構想）
- 医療等ID 「社会保障・税番号大綱（2011年6月）」以降の議論 - 番号が軸
 - 社会保障分野サブワーキンググループ及び医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会の合同開催 2012年4月から2012年9月
 - 医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書(2012年9月12日に発行) ⇒ 意見の取りまとめ、結論は先延ばし
 - 空白期間?? 2012年10月- 2014年5月
 - その間マイナンバー法成立、医療等分野がロードマップから削除
 - 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 2014年5月から
 - 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 報告書(2015年12月10日) → 複雑過ぎる医療等IDの仕組み

「医療等ID」に関する論点、課題

- (1) 分野間の対立と最適化の範囲
- (2) 医療等IDの「等」の範囲
- (3) 紙台帳からデジタルデータへのパラダイムシフト

(1) 分野 (ドメイン) 間の対立と最適化の範囲

行政改革

(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減
#本当は??このままでは自治体の行政サービスはもたない??



悲願?

行政サービスの視点

「ICカード」とか「情報連携基盤」の予算には限りがあるからね。



財務省的な視点

規制改革

(6) 医療・介護等のサービスの質の向上
#本当は??増大する社会保障費の対応を迫られている??

トレードオフ・バランスが見えない

(2) 所得把握の精度の向上等の実現
#関係者の悲願??

(誰も見ていない?)

悲願?

税制改革

社会保障サービスの視点

悲願?



税サービスの視点

社会保障制度改革

(1) よりきめ細やかな社会保障給付の実現



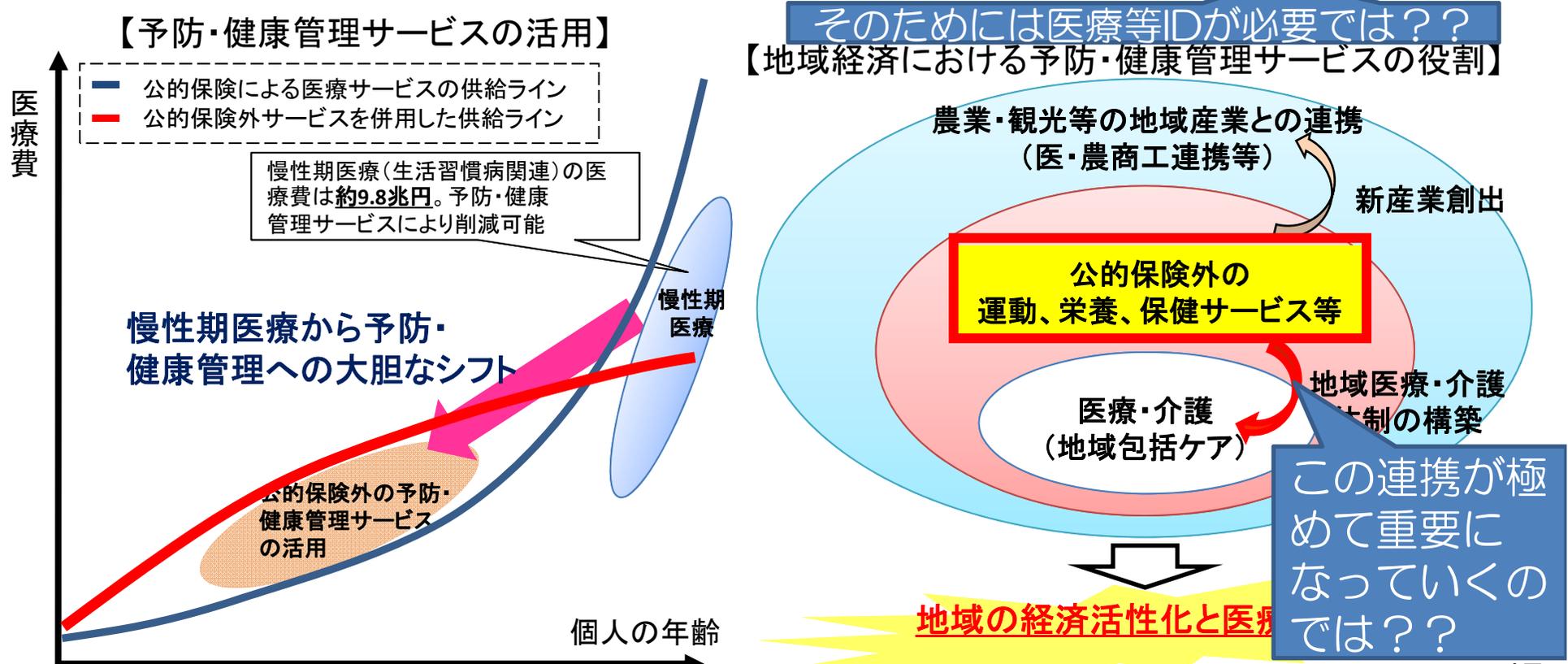
約束? (政権交代前の)

社会保障と税の一体改革

- ・誰もが改革等のために番号を欲しているが、各分野での「番号」に関する主張は分野内での課題解決のためであり、分野間では対立構造?にもある。
- ・社会保障分野の中においても非常に広く多くのステークホルダーが存在し、対立構造がある (参考スライド33,34 社会保障分野の中における対立構造)

(2) 医療等IDの「等」の範囲

- 医療等IDの利用範囲の議論（狭いvs.広い）最適化の範囲
 - 狭い 医療機関間等 - 比較的確立した（が継続できない）病院間連携
 - pros 比較的合意形成が行いやすい
 - cons 社会保障分野全体の課題解決にはならない
 - 広い 社会保障分野全体 （旧来からの）医療 vs. 介護（+α??）
- 医療コスト構造を変える?? 予防医療・健康管理、在宅医療等へのシフト
 - 効率のよい「**公的保険外の予防・健康管理サービス**」の提供環境



(3) 紙台帳からデジタルデータへのパラダイムシフト それに伴う医療情報保護の制度的なフレームワーク

- 過去（50年以上） ⇒ 長年の既存制度による「慣習」「しがらみ」「権益」
 - 医療情報扱いの主体者、保存媒体、保存期間等
 - 医師法24条(1948年)：国家資格者である「医師」が（紙の）診療録を記録し「病院」という場所において5年間「保存」
 - ⇒ こうした社会においては医療等IDは必要なかった
 - ⇒ 医療情報（デジタルデータ）の外部保存（クラウド上の利用）が実質可能になったのは2010年からであり、つい最近
 - 医療情報（紙の医療記録）の保護の考え方
 - 「医療従事者等の守秘義務」
- 今後 ⇒ デジタル社会のToBe
 - 医療情報の扱いの主体者、保存媒体、保存期間等
 - 所有者は、患者（個人）へ??
 - 保存は、デジタルデータ、クラウド??
 - 保存期間は人の一生?? ⇒ 医療等への要求自体の変化
 - 医療情報の保護の考え方 - 医療等IDに紐づく情報??
 - 医療情報を扱う主体者の多様化（多くの非資格者等を含む）
 - 個人情報保護法等の整備（資格者の守秘義務等に頼らない）

大きなGAP

医療等分野
に限らず制
度設計等の
大きな課題

医療等データの利活用をめぐる 個人情報保護法等における論点、課題

- (1) 個人情報保護法における医療情報
- (2) 医療等情報連携のための制度的フレームワーク

(1) 個人情報保護法における医療等情報

→ 参考スライド35: 医療等分野のパーソナルデータの利活用の特性

- 現行法における「医療等情報」
 - 主務大臣制（厚生労働省） セクトラル
 - pros 医療等分野に適合した厚労省ガイドライン??
 - 医療等分野に不可欠?な「連結可能匿名化・連結不可能匿名化」
 - cons 厚労省ガイドラインと他分野のギャップ
 - 広範囲な情報連携を阻害する様々な矛盾→個人情報の定義等の矛盾等
 - » 個人情報保護法制2000個問題 by 新潟大学 鈴木正朝先生
- 改正法における「医療等情報」→ 必ずしも利活用が出来る方向に進んでいない
 - 改正法における様々な分野、立場の違いからの対立
 - 参考スライド36：個人情報の利活用と保護--様々な論点、対立点
 - 主務官庁（厚生労働省）と個人情報保護委員会の関係は？
 - 個人情報の定義と医療等情報
 - 個人識別符号 第二条二項 特定の個人の身体の一部の特徴
 - 医療等分野における匿名加工情報?? → 医療等分野との相性が悪い
 - 「連結可能匿名化」は、匿名加工情報になるのか？
 - 匿名加工情報の制約（突合禁止）は、利活用の大きな制約？
 - 「安全管理**努力**義務」でよいのか？
 - 要配慮個人情報 → 病歴等が該当する

(2) 医療等情報連携のための制度的フレームワーク

- 厚生労働省における議論
 - 2012年「合同開催」時点では、当初、米国HIPPAを参考にした医療等分野の特別法が検討されていた。 → 具体的な検討に至らなかった。
 - 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」の報告書では、「特別法」の記述はないが、そもそも「制度的フレームワーク」の議論は行っていない（と思う）。
- 論点・課題
 - 医療等情報連携のための制度的フレームワークの整備が遅れていることが、必要以上に「医療等ID」の仕組みを複雑な方向に向かわせている。
 - 改正個人情報保護法における医療等情報の扱い
 - マイナンバー法との関係 -- マイナンバー法が先送りにした課題
 - 「個人番号」と「医療等ID」の関係は??
 - 「特定個人情報」と「医療等ID」に紐づく（医療等）情報の関係は??
 - マイナンバー法の個人番号利用に対するホワイト リスト方式との関係は??
 - 特別法は必要か?、医療等ID法なのか?
 - ゲノム情報の扱いは?
 - ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォースでの議論
 - 代理機関の議論??

エピローグ

少子高齢化社会における
「医療等ID」の果たすべき役割

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 「報告書」の最後の文書

- 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、国民自らがICTを活用して健康管理に努めるとともに、膨大な医療情報の活用が求められており、これを飛躍的に進めるためにも、医療等分野のIDを活用した安全かつ効率的な情報連携の基盤を早急に整備する必要がある。
- 国民への周知やテスト運用の機会も十分確保しながら、本人の健康や受診履歴を把握できるポータルサービスなど、国民自身がメリットを享受できるような仕組みにもつなげていくことで、情報連携が飛躍的に進むとともに、医療・介護の効率的な提供や保険財政への国民の理解と納得が浸透していくことが期待される。
- 松本の所感
 - 「膨大な医療情報の活用」のための制度的フレームワークの議論は、まだあまり進んでいない（「（仮称）代理機関」の議論も、現在のところ安直過ぎるように感じる）。
 - 「早急に整備すべき情報連携基盤」は、マイナンバー制度の情報連携基盤との親和性に乏しく、目途は立っているようには思えない。
 - 報告書に記述されている「医療等ID」の仕組みは、複雑過ぎ。
 - 元々、医療等分野を考慮していないマイナンバーのインフラ
 - 分野間、ステークホルダー間の対立が複雑な仕組みを助長

- 現在の日本の社会の最重要課題のひとつとして「高成長時代」から「少子高齢化社会」のような社会の大きな変化への対応があり、その解決策、または緩和策として、情報技術・情報通信技術（IT・ICT）による社会の効率化（社会保障分野のサービスを効率化）があります。これは、社会保障分野においては 「eHealthによる持続可能社会の構築」と同義であると考えられます。
- 社会の効率化等にIT・ICTが有効な手段であったとしても、それ以上に既存の「制度」「慣習」「しがらみ」「権益」等の壁を乗り越えたデジタル社会への移行を意識した取り組みが必要になります。
- こうした中「医療等ID」は、IT・ICTにより「社会保障分野のサービスを効率化」するための社会基盤として大きな役割を担い、また、デジタル社会への移行を促すことは間違いありません。
- こうした社会基盤としての「医療等ID」の実現には、今なお、多くの困難な壁がありますが、これは、少子高齢化社会の対応、デジタル社会への移行の難しさそのものであり、こうした壁を乗り越えていく必要があります。

参考

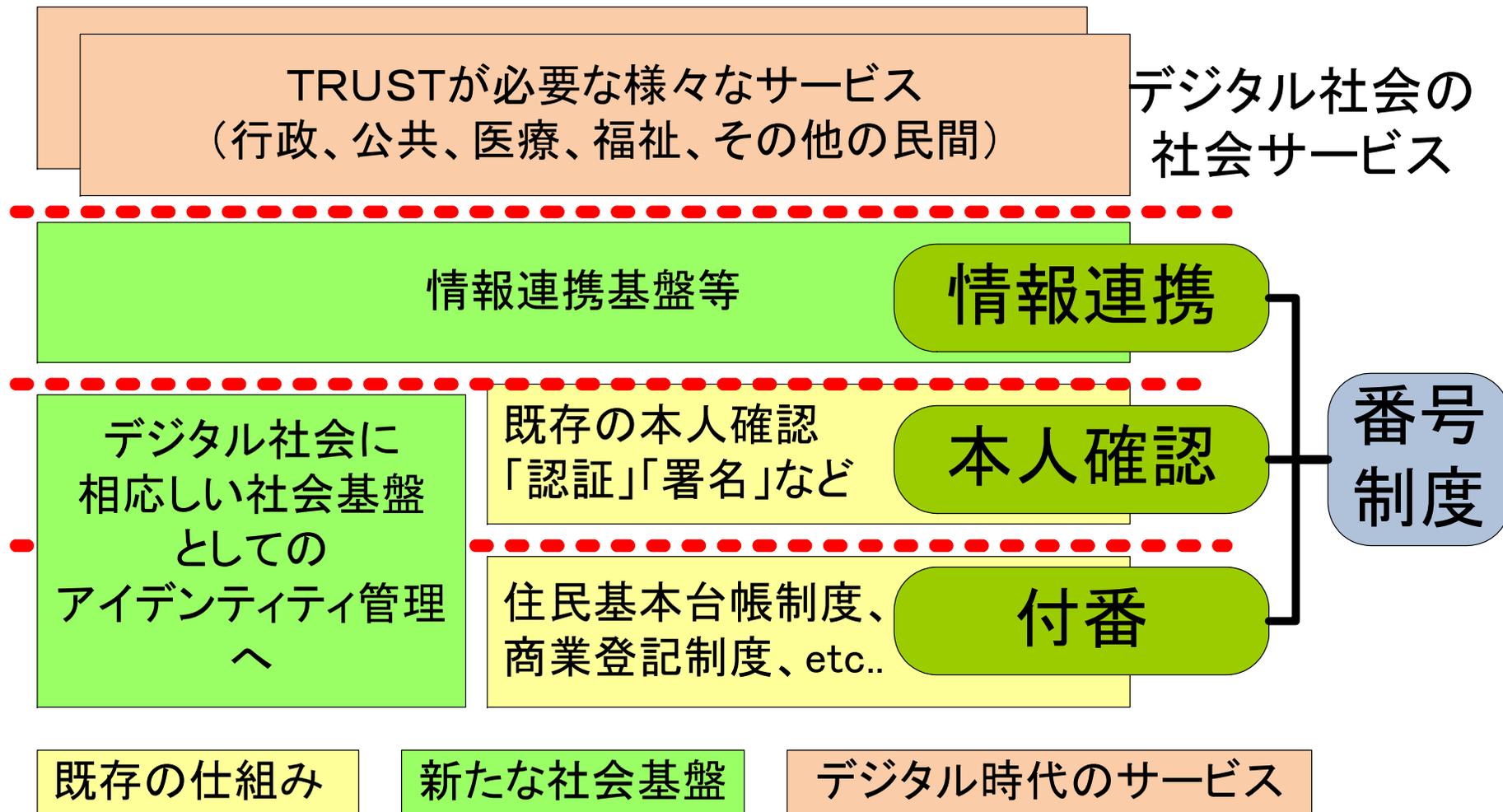
- 社会保障・税番号大綱
 - 2011年6月30日
 - <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/110630/honbun.pdf>
- 「医療等分野の情報連携のための基盤」と「情報連携からみた特別法の範囲」についての意見
 - 2012年7月23日 セコム（株）IS研究所 松本 泰
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002fy2a-att/2r9852000002fy8y.pdf>
- 医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書
 - 2012年9月12日
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002k0gy-att/2r9852000002k0kz.pdf>
- 医療等分野におけるパーソナルデータの利活用の類型と考察
 - 2013年10月17日 セコム（株）IS研究所松本泰
 - <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/wg/dai2/siryoku4.pdf>
- 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書
 - 2015年12月10日
 - http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000106609.pdf

参考スライド

スライド11 「番号制度に必要な3つの仕組み」の参考

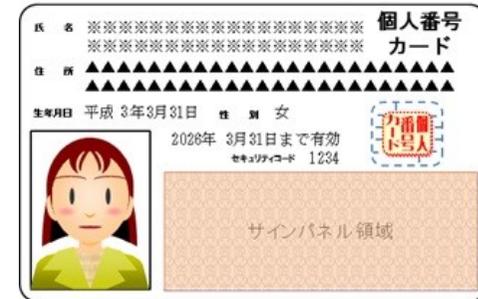
松本の拡大解釈版

付番・本人確認・情報連携・サービスのレイヤー構造



既存の（行政）サービス等は、「紙台帳」の時代の制度の上に構築されたものであった。

「医療等ID」に必要な「3つの仕組み」??



- 付番 識別子 (Identifier) の議論
 - 見える番号 (マイナンバーのような)
 - 見えない番号 (見えない電磁氣的符号)
- 本人確認 Identity credential、Identity Document
 - 従来からの医療分野の Identity Document は「健康保険証」
 - これを個人番号カードで代替?
 - ⇒ 医療等ID (見える番号) のシールを貼るという案もあった? → なし?
 - ⇒ 医療等ID (見えない電磁氣的符号) を JPKI のシリアル番号で代替??
 - JPKI のシリアル番号に紐づくクラウド上のクレデンシャル??
- 情報連携 情報連携基盤と制度的フレームワーク
 - 情報連携基盤 trusted Identity (data) exchange
 - 医療等分野の情報連携基盤とマイナンバー法の「情報提供ネットワークシステム」のGW??
 - 制度的フレームワークに関する議論
 - 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」では、議論されていない。

番号制度（情報連携）に必要な仕組み プッシュ型の行政サービスのための制度と基盤？

- (1) 個人情報連携のための個人の一意識別等の「番号制度」等
 - 番号、識別子 (identifier) だけでなく、**基本的な属性の管理**
 - 「社会基盤としてのアイデンティティ管理」の確立
- (2) 個人の身元証明、本人確認 - 「身分証明書制度」など
 - オフラインでのクレデンシャル - 「番号」等の証明
 - オンラインでのクレデンシャル
- (3) 個人情報を連携させるための「情報連携基盤」
 - 「データ連携を可能とする電子行政の共通基盤」??
 - エストニアのX-ROAD、ベルギーのクロスロードバンク、韓国の行政情報共有システムなど
- (4) 個人情報を移動する際の原則の確立
 - 個人情報保護法などの制度的なフレームワーク
 - 第三者機関の設立?などの検討
 - **同意確認のフレームワーク等**

2009年頃「情報連携基盤」
あり方について考えていた

「**電子署名普及に関する活動報告2009**」

<http://www.jipdec.or.jp/archives/ecom/results/h21seika/H21results-09.pdf>

3章 「デジタル社会の官民連携サービス」 P14-P24

プッシュ型の行政サービスのための制度と基盤の考察を行っている（松本が執筆した）

スライド12「マイナンバー（法）」と「医療等ID」の違いの参考 松本の意見？「医療等分野の情報連携のための基盤」と「情報連携からみた特別法の範囲」についての意見（2012年7月23日）より

- 全体として
 - 「合同開催」での「医療等分野に閉じた仕組み（情報連携）の必要性」の議論では、セキュリティ・プライバシー保護面等から「閉じた仕組み、分離した仕組み」が「必要である」という意見が大勢であるようだが、一方で、そのコスト面（費用対効果面）や利便性面を含めた議論はなされていない。また、上記の議論の前提となる、現在のマイナンバー法案情報連携基盤の構築方針も十分に理解されていないように見受けられる。
 - これらを踏まえ、「医療等分野情報連携基盤」と「マイナンバー法案情報連携基盤」の構築は、そのセキュリティ・プライバシー保護面、コスト面、利便性面等から、分離されるものと共有されるものが検討されるべきであると考え。これは、基盤の設計・構築・運用に当たってセキュリティの確保やプライバシー保護は最も重要な課題のひとつであるが、同時にそれらのみを論点とし2つの基盤を完全に分離することは、システムの設計・構築・運用コストを重複させ、結果として限られた予算範囲内において何れの基盤においても十分なセキュリティ・プライバシー保護の措置ができない事態に陥る可能性が懸念されるためである。
- 「個人番号」
 - 主に「懸念の種類」の「個人情報の追跡・突合に対する懸念」の観点から、「個人番号（マイナンバー）」とは異なる医療等分野でのみ利用される「（仮称）医療等分野個人番号」が検討されるべき
- 「個人番号カード」
 - 「住基カード」の延長上ではない、また任意配布ではない、健康保険証の代替ともなる医療等分野での利用を主目的とした「医療等分野個人番号カード」が検討されるべき
- 「情報提供ネットワークシステム（情報連携基盤(狭義)）」
 - 同意された情報が同意された範囲にしか転送されない仕組みが検討されるべき
 - 「医療等分野情報連携基盤」においては、「マイナンバー法案情報連携基盤」とは別に「情報提供ネットワークシステム」が構築されるべき

スライド12「マイナンバー（法）」と「医療等ID」の違いの参考 松本の「合同開催(2013年)」での発言と意見

- 情報連携基盤に同意の扱いを取り込む - 松本の提出した意見書より
 - 現在の「合同開催」では、「医療等の提供のために必要な場合における本人同意」の議論があり、この「同意」の扱いが様々な課題に結びついている。
 - 「医療等分野情報連携基盤」のあるべき方向性としては、同意されたものが同意された範囲にしか転送されないといったシステムであるべきである。また、オンラインでの同意確認、同意の状態管理を積極的に行うことにより、情報連携の制御も「同意」に基づいて行えるような仕組みが望ましいと考える。その他、医療等分野においては、代理、委任の仕組みなども重要になる
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002fy2a-att/2r9852000002fy8y.pdf>
- 特別法の範囲 - 検討会での松本の発言（議事録より）
 - 医療・介護等のサービスの質の向上に寄与できるステークホルダー全般をなるべく取り込む。ただし、ここで何の制約も働かないというのはまずいというのは勿論ありまして、それを何らかの形で特別法の枠組みで制御する。特にこれから制度が明確になれば出てくるであろうPHR事業者等、そういったところの参入はやはり促すべきだと考えておりますが、そういったところに対しての許認可制度、認定制度、そういったものをセットでやると良いのではないかと個人的には思っております。
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002jm9m.html>

医療等IDの利用

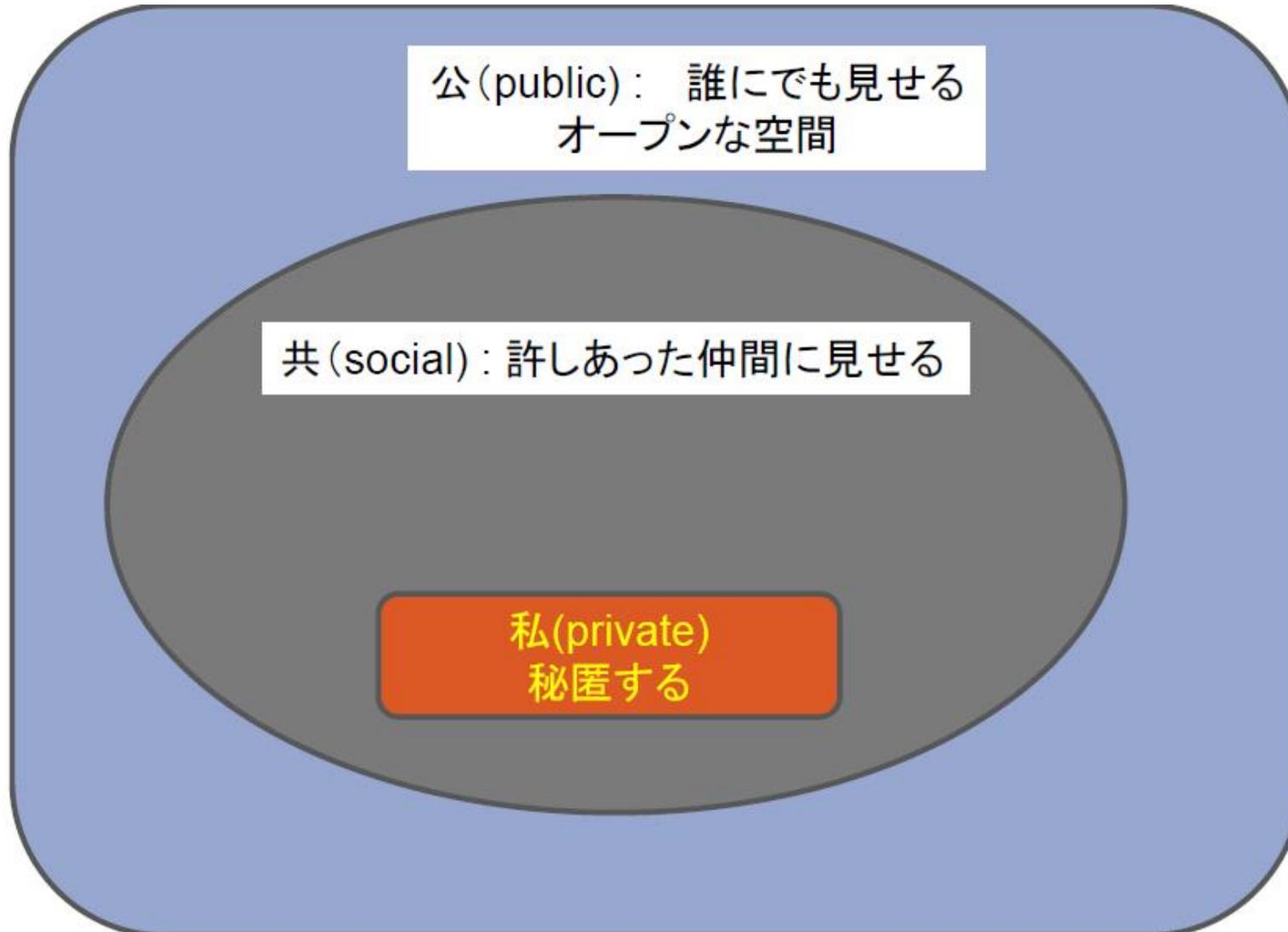
- 医療等IDの4つのユースケース by 山本隆一先生***
 - 医療情報連携・医療介護情報連携
 - パーソナルヘルスケアレコード(PHR)
 - データベース結合によるエビデンスの確立と透明性の確保
 - 保険資格のオンライン確認



*** 日経BP社「新社会基盤 マイナンバーの全貌」5章2節 医療等IDの必要性と導入に向けた課題・解決など から

- 「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書
 - ①地域内や複数地域をまたがる医療機関・介護事業者等の連携や地域包括ケアの提供
 - ②健康・医療の研究分野での大規模な分析研究
 - ③国民自らが健康・医療の履歴や記録を確認し、健康増進に活用する仕組み（ポータルサービス）

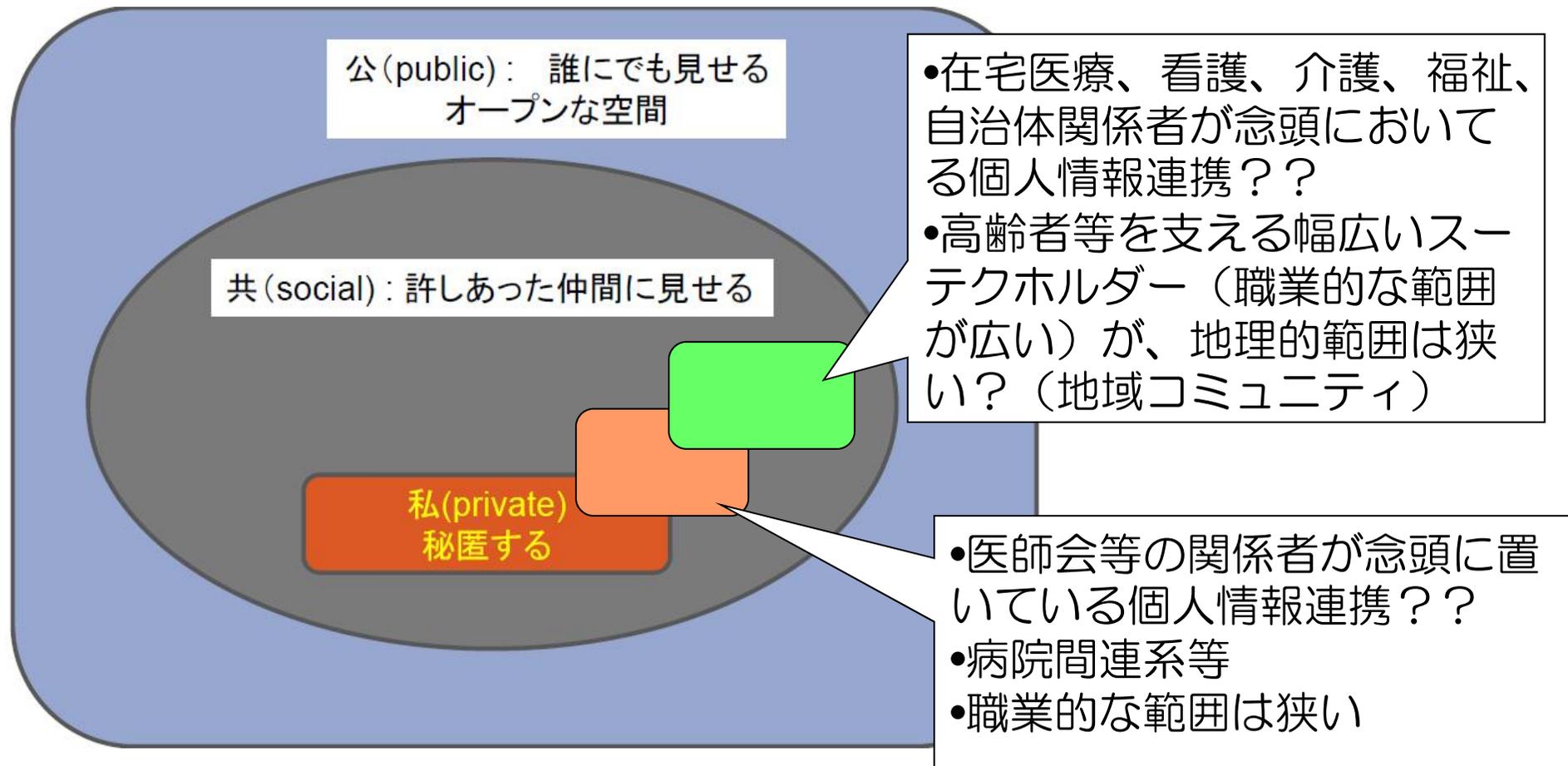
社会保障分野の中における対立構造 医療等分野のデータ連携の範囲



つながる時代のビジネスモデルと制度設計 慶應義塾大学. 國領二郎
http://www.it-yugo.jp/program/PDF/4-2_kokuryo.pdf

社会保障分野における対立構造

- 噛み合わない議論
- 余裕がない中、其々の主張だけを表明？して収束しない



医療等分野のパーソナルデータの利活用の特性

- 利活用は公益性の性格が非常に強い（社会的合意性？）
- 有益な2次利用のためのパーソナルデータの要求
 - 医療情報の2次利用の必要な情報の粒度（高い匿名性との相反する要求？）
 - 個人の連結可能(匿名)性が重要
 - 追跡性、トレーサビリティ（不正防止性）、状況特定性、地域性等の要求
 - データ集積・結合の要求（集積・結合後の2次利用？）
 - 集積：医療機関等の1次パーソナルデータホルダーの規模が小さい
 - 結合：健康診断票とレセプトの結合等。個人番号、医療等ID(仮称)等によるデータ結合の要求
- データ利活用のための条件（匿名化の意味も多様に解釈されている）
 - 倫理委員会や第三者機関による審査等を持つものが多い
 - 無秩序なデータの利活用を防ぐため、利用する情報や公開の方法は、倫理委員会等で評価される（こうした組織では、技術的評価は難しい？）
 - 個人情報と匿名情報の境界線は曖昧であり「個人情報保護法」の適用範囲も曖昧だが、これはユースケース毎のガイドライン、指針等でカバーしている
 - 医療等分野全体としては、医療等分野の特別法（特例法）の検討がある
- 同意との関係（同意だけに頼らないことも要求されている？）
 - 本人同意の原則をそのまま適用することが困難な場合も多い

2013年10月17日第2回技術検討WG
松本の提出資料を一部修正

個人情報利活用と保護—様々な論点、対立点

主に国際協調の立場の意見

主にIT業界の意見

大陸法

EU EUデータ保護指令⇒EUデータ保護規則案
(越境データ移転問題)

背景となる海外動向

FTC3要件 包括法なし (消費者プライバシー権利章典)

米国

英米法

国際的なデータ流通阻害への懸念

IT産業の海外企業独占への懸念

共同規制

直接規制重視

法制度のあり方に対する対立軸

自主規制重視

国際的な法的保護水準の要求
越境データ流通と国内データ集積

保護すべき範囲の明確化の要求
利活用推進の要求

行き過ぎた規制に対する
イノベーション阻害懸念

自由な利用の要求

×目的があって使う
○使ってみなければ分からない

人権保障のない国々への
データ流出への懸念

政府主導

グローバル対応
国境を越えた法適用
外国執行当局との連携
外国への第三者提供制限

有用性の確保
匿名加工情報
利用目的制限の緩和

市場主導

第三者提供時の手続き簡素化の要求

主務大臣制
との対応

番号制度
との対応

保護の強化 個人情報の明確化
要配慮個人情報
第三者提供時の記録・届出義務
小規模事業者の適用除外廃止
提供罪の新設
開示等請求権

第三者機関の権限
立入検査の権限等
個人情報保護指針への関与

パーソナルデータ利活用萎縮

鉄道会社の事例
レピュテーションリスク

基準の明確化の要求

パーソナルデータ利活用と
利用者の理解の対立軸

既存制度との調和の要求

グローバル対応のために保護規定を強化

医療情報の濫用への懸念

データの有用性
低下への懸念

公共性、公益性

個人の権利・利益

名簿屋等実害が出ている
部分の規制強化

プライバシー保護の要求

価値の再分配

プライバシー侵害への懸念

医療情報の臨床研究利用

連携の範囲に対する対立軸

医療費増加への懸念

主に消費者の意見

主に医療分野の意見

介護・福祉分野等

予防のための医療情報利用の要求